

公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団理事長の専決事項に関する規程

(専決事項)

第1条 公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団定款第23条の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、理事長において専決処分することができるものとする。

- (1) 事業計画について、早急に変更しなければ事業の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。
- (2) 予算の補正で、前号の変更に伴い必要とするもの又は軽微なもの。
- (3) 規程改正のうち、早急に改正しなければ業務の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。

(専決事項の承認)

第2条 理事長は、専決処分した事項について、次の理事会に報告し、その承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成10年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。